

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和 8 年度札幌市健康管理システム標準化移行業務
発 注 課	札幌市子ども未来局母子保健担当課
選 定 事 業 者	日本コンピューター株式会社東京営業所
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
現行の「母子保健情報システム」は、母子保健・予防接種分野における20以上の事務を対象とした業務システムであり、現行ベンダーのパッケージソフトを基礎として、各業務フローに適合させるために複雑なカスタマイズを施し構築したものであり、平成24年度の稼働以来、膨大な支援データを蓄積し、活用してきた。システム標準化においては、これらの現行システムの機能や蓄積した支援データを標準仕様に正確かつ円滑に適合させる必要があり、札幌市の事務運用への理解を前提としたうえで、高度な技術、知識、経験等が求められる業務である。 また、システム統合を行う「小児医療給付システム」、「検診情報システム」の機能を標準仕様に適合したうえで、両システムが保有するデータについても正確かつ円滑に移行する必要がある。 さらに、現行の母子保健情報システムは、現行ベンダーが構築した、児童虐待防止等を目的とした「子育てデータ管理プラットフォーム」（以下「PF」という。）と情報連携しているが、PFはシステム標準化の対象外であるため、情報連携を維持するためには、「ネットワーク環境の分離」、「住民情報・ユーザーアカウント情報などのデータ基盤の分離」が求められるなど、極めて高度な技術、知識等が求められる。また、PFの固有機能に関する著作権は現行ベンダーが保有しており、そのプログラムソースコード等是他社に公開していないため、連携機能を維持するためには現行ベンダーのみが受託可能である（PF側の改修は別調達）。 特に、PFは札幌市における児童虐待防止等のための児童福祉分野及び母子保健分野の情報連携のための最重要ツールと位置づけていることから、システム移行前後における情報連携機能の維持継続が強く求められるものである。 このほか、本業務の調達においては、政令指定都市に業務システムの納入実績のあるベンダー31社に対し、「情報提供依頼」（以下「RFI」）を実施しており、「母子保健情報システム」の現行ベンダー1社のみが受託可能との回答だったほか、「小児医療給付システム」、「検診情報システム」の現行ベンダーは開発業務から撤退することを確認している。 さらに、国の「地方公共団体情報システム標準化基本方針」では、原則、令和7年度を移行期限としていたところ、上記のとおり、本市においては、高度で複雑な移行作業が求められ、かつ、受託可能なベンダーが限られ、当該ベンダーにおいても移行可能な時期が令和9年度となったことから、国から「移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム」（移行困難システム）として指定を受け、令和9年度中の移行延期について承認を受けていたところである。 以上から、受託可能なベンダーが限られる中、移行期限内に、「母子保健情報システム」、「小児医療給付システム」及び「検診情報システム」の機能を統合したうえで、高度で複雑なシステム整備を行い、各現行システムの膨大な支援データを正確かつ円滑に新システムへ移行しつつ、標準化の対象外であるPFとの連携機能を維持しながら一体として整備するためには、現行ベンダーのみが受託可能と判断できるため、日本コンピューター株式会社東京営業所を相手方として随意契約を行うものである。	
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号